

広報こしがや広告掲載に関する基準

平成23年2月18日 市長決裁

平成24年2月21日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和3年11月30日 一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成する広報こしがやへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、別表のとおりとする。

(広告掲載申込みの単位等)

第4条 広告掲載の申込みは、1号を単位とし、1回の申込みにより掲載できる号数は年度内の最大12号とする。

(掲載する広告数)

第5条 掲載する広告数は、1段（1／3）の規格で27区画分とする。
ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料金)

第6条 カラー刷り（4色）の広告の掲載に伴う広告掲載料金は、別表のとおりとする。ただし、ブラック及びシアンのみを使用した広告の掲載に伴う掲載料金はそれぞれ3分の1の料金とする。

(広告掲載料金の還付)

第7条 広告掲載料金の還付は、広告主が広告掲載を辞退したとき又は広

告主としてふさわしくないと市長が認め広告掲載を取り消したときは、広告を掲載しない月の掲載料金を還付するものとする。ただし、掲載開始前に辞退したとき又は取り消したときは、掲載開始予定月分の掲載料金は還付しない。

2 広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第8条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が広報こしがやのイメージを損なうことのないよう、市と調整しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月30日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

規格	広告掲載料金
1段（1／3）：縦 4.6 cm×横 7.8 cm	30,000円／月
1段（2／3）：縦 4.6 cm×横 15.9 cm	60,000円／月
1段：縦 4.6 cm×横 24.0 cm	90,000円／月
2段（1／3）：縦 9.8 cm×横 7.8 cm	60,000円／月
2段（2／3）：縦 9.8 cm×横 15.9 cm	120,000円／月
2段：縦 9.8 cm×横 24.0 cm	180,000円／月
3段（1／3）：縦 15.0 cm×横 7.8 cm	90,000円／月
3段（2／3）：縦 15.0 cm×横 15.9 cm	180,000円／月
3段：縦 15.0 cm×横 24.0 cm	270,000円／月

※ブラック及びシアンの2色のみを使用した広告の掲載に伴う掲載料金はそれぞれ3分の1の料金とする。